

肥料価格高騰対策事業 化学肥料低減計画書の書き方について

令和5年5月1日現在
宮城県農業再生協議会

農業者の皆様が肥料価格高騰対策事業を申し込まれる際に必要となる化学肥料低減計画書や注文票等について、以下の通り考え方をまとめました。円滑な事業運営のために御協力くださるようお願いいたします。

- I 申込書類について
- II 低減の取組を行う方について（取組メニューの詳細等）
- III 既に化学肥料を大幅に低減されている方について

I 農業者の申込書類について

以下の①及び②を、申請を行う取組実施者（農業者グループ：お近くの農協や肥料販売店等）へ提出してください。

① 化学肥料低減計画書【参考様式第1号】

- ・低減の取組を行う方（通常はこちら）⇒P2へ
- ・既に化学肥料を大幅に低減されている方⇒P7へ

② 支援予定額の算出根拠書類

- ・予約注文したもの：注文票+請求書 又は 注文票+領収書
- ・対象期間内に予約注文なしで購入したもの（当用買い）：領収書（レシートでも可）

※領収書やレシートで肥料の名称等が判断できない場合は肥料袋の写真（表・裏）を添付すること。

※上記の書類はいずれも写しでの提出が可能です。

※根拠書類については、取組実施者において独自様式などを使用する場合がありますので、お近くの農協や肥料販売店へご確認願います。

II 低減の取組を行う方について（取組メニューの詳細等）

以下を参考に、化学肥料低減計画書を作成してください。

※秋肥分と春肥分の両方を申請する場合は、それぞれの化学低減計画書を作成してください。

■作付概要の書き方

作付概要欄には、支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物又は作付面積上位の2品目（代表的な作物がない場合）を記載してください。それ以外はその他として作付する全面積を記載します。

■化学肥料低減の取組について

化学肥料の低減に向けた取組は「作付概要」に記載した作物で実施してください。

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取り組めるものに○を記入してください。

- ・2つ以上に○が付けばOKです。
- ・これまで既に取り組んでいるものもカウントできます（その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大（「◎」で記入）を含むようにしてください。）

※国Q&A問4-12にあるとおり、1つの取組を2つの取組としてカウントすることはできませんので御注意ください。

例：有機質肥料（キ）と低成分肥料（コ）の両方の特徴を持つ肥料を使用する場合、キ及びコの両方に○はつけられません。

■各取組メニューの詳細について

以下表に取組例等についてまとめましたので参考にしてください。

※比較的取り組みやすいものについては取組メニューを黄色でマーカーしております。

取組メニュー	取組例	(参考) 農業者で保管が必要な書類
ア 土壌診断による施肥設計	<p><u>土壌診断の結果に基づいた施肥を実施</u>する。</p> <p>★土壌診断の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市販の簡易キットによる土壌分析 ・民間事業者を利用した土壌診断 <p><u>施設養液栽培の場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養液や廃液の成分分析または定期的な pH, EC 分析 <p>※備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌分析の項目は土壌診断に必要な内容としてください (pH, EC は必須)。 ・土壌診断の点数は問いませんが、強化する場合は地点数を増やしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌診断を実施したことが分かる書類 ・土壌診断を基に施肥設計したことが分かる書類 <p>※土壌診断書類へのメモや作業日誌等、土壌診断の結果に基づいた施肥記録（作業日誌等）</p> <p>※養液栽培において、養液や廃液の定期的な pH, EC 調査を記載した「ウイークリーレポート」（宮城県「普及に移す技術」第95号）は土壌診断書類に該当します。</p>

取組メニュー	取組例	(参考) 農業者で保管が必要な書類
イ 生育診断による施肥設計	<p>生育診断の結果に基づいた施肥を実施する。</p> <p>★生育診断の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生育状況の計測 ・葉色板等カラーチャートによる計測 	<ul style="list-style-type: none"> ・生育診断したことが分かる書類 ・生育診断を基に施肥設計したことが分かる書類 <p>※生育診断書類へのメモや作業日誌等</p> <p>※生育調査結果を記載した「ウイークリーレポート」(宮城県「普及に移す技術」第95号)は生育診断書類に該当します。</p>
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入	<p>例：JA 部会等で低減を目的とした施肥設計を取り決めて実施している場合</p> <p>※地域特認技術を選択した場合はウを選択できません。</p>	<p>実施していることが分かる書類。</p>
エ 堆肥の利用	<p>自給堆肥でも可能です。</p>	<p>施用したことが分かる書類</p> <p>※作業日誌(施用量を記載すること)や堆肥の購入明細, 施肥したほ場の写真 等</p>
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)	<p>普通肥料として販売されていますので, 販売店等に問い合わせください。</p>	<p>施用したことが分かる書類</p> <p>※作業日誌(施用量を記載すること)や肥料の購入明細, 施肥したほ場の写真 等</p>
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)	<p>例：米ぬか, かき殻石灰 等</p>	<p>施用したことが分かる書類</p> <p>※作業日誌(施用量を記載すること)や肥料の購入明細, 施肥したほ場の写真 等</p>
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用	<p>有機質肥料について</p> <p>：有機質原料が含まれている肥料であれば対象となります。有機質原料の含有量は問いません。</p> <p>※有機態原料の割合が低い肥料から高い肥料に変更した場合, 取組の強化・拡大とみなせません。</p>	<p>施用したことが分かる書類</p> <p>※作業日誌(施用量を記載すること)や肥料の購入明細, 施肥したほ場の写真 等</p>
ク 緑肥作物の利用	<p>例：イタリアンライグラス等, 緑肥の利用。</p>	<p>緑肥を利用したことが分かる書類</p> <p>※作業日誌や緑肥の購入明細, 施肥したほ場の写真 等</p>


取組メニュー	取組例	(参考) 農業者で保管が必要な書類
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用	<p>水稲の場合 ：ササニシキ，コシヒカリ，みやこがねもち ※「宮城の稲作指導指針（平成 31 年 3 月）」で減肥が必要な品種として定めているもの。</p> <p>園芸の場合：（いちご）にこにこベリー その他 相談にて対応します。 ※「同一施肥条件で多収が認められた品種」は対象になります。 ※対象品種の面積拡大は，取組の強化に該当します。</p>	<p>品種を利用したことが分かる書類 ※営農計画書，購入伝票 等</p> <p>「同一施肥条件で多収が認められた品種」の場合，公的試験研究機関の試験結果等，同一施肥条件で多収であったことが分かる書類 ※宮城県「普及に移す技術」，農研機構「成果情報」，等</p>
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用	<p>例：NK 化成肥料 等</p> <p>低成分肥料については，国 Q&A 問 4-10 のとおりで，窒素以外のリン酸及び加里成分が少ない，いわゆる L 型肥料のことです。成分含有量については問いません。 ※単肥配合は，土耕栽培，養液栽培ともに適用されます。</p>	<p>施用したことが分かる書類 ※作業日誌や肥料の購入明細，施肥したほ場の写真 等</p>
サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等も含む）	<p>例：施肥調整のできる田植機の利用 等</p>	<p>利用したことが分かる書類 ※作業日誌，写真，資産台帳（使用する機械を所有している場合） 等</p>
シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用	<p>例：側条施肥，うね立て同時施肥，灌注施肥 等</p> <p>施設養液栽培の場合 養液栽培は制限された根圏域に施肥するため，局所施肥に該当します。</p> <p>養液栽培例 ：水耕（DFT，NFT 等）， 固形培地耕（ロックウール，ヤシガラ等）等</p>	<p>実施したことが分かる書類 ※作業日誌，写真，資産台帳（使用する機械を所有している場合） 等</p>
ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用		<p>実施したことが分かる書類 ※作業日誌，写真 等</p>

取組メニュー	取組例	(参考) 農業者で保管が必要な書類
セ 化学肥料の使用量及びコスト削減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し	<p>※ア～ス以外で該当するもの。</p> <p>「化学肥料の使用量」(化学合成成分量の施用量)の低減かつ「コストの節減」の両方を満たすものが該当します。</p> <p>例：肥料 A (窒素成分 5%) から安い肥料 B (窒素成分 8%) に切り替える場合、肥料自体の窒素成分量は増えるが、肥料自体の使用量を減らし、施用する N 成分量は見直し前以下に抑える。</p>	<p>見直ししたことが分かる書類</p> <p>※作業日誌 等</p>

ソ 地域特認技術の利用について

宮城県では以下の取組が地域特認技術として認められております。

※ウの取組メニューとの併用はできません。地域特認技術を複数選択することは可能です。

取組メニュー	取組例	農業者で保管が必要な書類
ソ-1 乾土効果による基肥窒素減肥技術	<p>水稲のみ</p> <p>乾土効果は、春期の水田土壌の乾燥程度によって土壌窒素発現量を予測し、基肥窒素を減肥する技術のことです。</p> <p>令和5年の乾土効果については、令和5年3月及び4月の気象予報の積算降水量から乾土効果の影響を推定していますので当内容を用いて施肥設計を行ってください。</p>	<p>宮城県が作成する乾土効果の資料、それに基づいて行った施肥量を記載した作業日誌等</p>
ソ-2 稲わら施用によるカリ・リン酸減肥技術	<p>水稲のみ</p> <p>水稲収穫後に稲わらをすきこむことで、カリ及びリン酸の施用量を減肥します。</p>	<p>実施したことが分かる書類</p> <p>※作業日誌, 写真 等</p>
ソ-3 土壌図を活用した施肥量改善技術	<p>水稲のみ</p> <p>・農研機構が公開している「日本土壌インベントリー」等の土壌図で、土壌の種類から水稲施肥基準を確認し、自身の施肥量を見直す。</p> <p>土壌インベントリーHP : https://soil-inventory.rad.naro.go.jp/figure.html</p> <p> ※PC用ページのためスマホでは見えにくいですが、確認はできます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・日本土壌インベントリー等で表示される施肥基準の写しやメモ。 ・自身の施肥量を見直したことがわかる書類やメモ。

記載例①

化学肥料低減計画書

作付概要		秋用肥料	春用肥料	年間
作物名	作付面積 (ha)		○	
水稻	10			
その他	2			
計	12			

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、取組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウントできます（その場合、1つ以上は、新しい取組または従来の取組の強化・拡大（「◎」で記入）を含むようにしてください。）

作物名は、支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物又は作付面積上位の2品目（代表的な作物がない場合）を記載してください。それ以外はその他として面積を記載します。

	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用	○	○
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用 ※ウの取組メニューとの併用はできません。地域特認技術を複数選択することは可能です。		
ソ-1 乾土効果による基肥窒素減肥技術(水稻)		○
ソ-2 稲わら施用によるカリ・リン酸減肥技術(水稻)		
ソ-3 土壌図を活用した施肥量改善技術(水稻)		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

複数の取組実施者(農業者グループ)に対して、同じ肥料費分を重複して申請いたしません。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) 宮城 花子

内容を確認の上、チェックしてください。

III 既に化学肥料を大幅に低減されている方について

化学肥料低減に取り組む品目（作付概要に記載の品目）の作付面積の過半で以下の取組を実施していれば、既に2割縮減を大幅に超える対応を行っていることを証明（添付）することで取組要件を満たしているものとされます。（取組メニューへの○の記入はいりません。）

1. 対象品目

支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物又は作付面積上位の2品目（代表的な作物がない場合）で化学肥料を大幅に低減している品目が対象となります。

2. 該当する主な取組一覧及び証拠書類

取組名	証拠書類（添付書類）
有機 JAS 認証取得者	<u>直近の認証書の写し</u>
みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度（県認証）認証取得者	<u>直近の認証通知書の写し</u>
環境保全型農業直接支払交付金取組者	<p><u>直近の営農活動実績報告書※の写し</u>（団体が市町村に提出する書類）</p> <p>※環境保全型農業直接支払交付金実施要領<u>共通様式第6号+添付様式6</u>又は<u>様式12号+添付様式12</u></p> <p>▶別紙を省略している場合は、実施状況報告書【環境保全型農業直接支払交付金実施要領<u>様式第8号+添付様式8</u>】の写しも併せて提出</p> <p>※実施状況報告書【環境保全型農業直接支払交付金実施要領<u>様式第8号+添付様式8</u>】で実績の確定としている場合は、実施状況報告書の写し</p> <p>実施状況と構成員一覧で、肥料価格高騰対策事業の申請農業者だと分かる書類が必要となります。</p>
環境保全米取組者	<p>・<u>直近の認証書の写し</u></p> <p>※JA等団体で認証を受けている場合は、認証書の写しに<u>生産者一覧を添付</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><u>秋肥申請時に令和4年度認証見込みで申請した場合は、認証され次第、証拠書類を提出してください。</u></p> </div> <p>・その他、JA独自で環境保全米に準じた取組を実施している場合は、<u>取組んでいることが分かる書類及び生産者一覧を添付</u></p> <p>※該当するかどうか、事前に御確認ください。</p>

<p>環境負荷低減型持続的生産支援事業 (エコ畜事業)</p>	<p>直近の交付決定通知書</p> <p>▶秋肥申請時に令和4年度エコ畜事業の申込書類を提出した場合は、エコ畜事業の交付決定後に交付決定通知等を提出</p> <p>※メニューのうち「化学肥料の削減」を面積の過半で実施している必要があります。</p>
-------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

※当内容以外で該当するものがある場合はご相談ください。

3. 記載等方法

- ・化学肥料低減計画書の作付概要欄に、「水稻（有機）」や「水稻（環境保全米）」等，取り組んでいる品目及び（ ）内に取り組み名を記載する。
- ・取組メニュー欄には○つけをせず，空欄のままとする。
- ・添付書類として，上記証拠書類を化学肥料低減計画書につける。

記載例 環境保全米を取り組んでいる場合

化学肥料低減計画書

作付概要	
作物名	作付面積(ha)
水稲(環境保全米)	10
その他	2
計	12

秋用肥料	春用肥料	年間
	○	

注:該当するものに○を付けること

氏名(法人・組織名) 宮城 花子
 住所 仙台市〇〇
 電話番号 022-▲▲▲▲-▲▲▲▲

化学肥料低減に取り組む品目（作付概要に記載の品目）の作付面積の過半で大幅な低減をしていること。

さい。
 取組メニューが2つ以上必要で「◎」で記入)を含むようにしてく

取組メニュー欄は空欄のまま。

取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計		
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)		
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用 ※ウの取組メニューとの併用はできません。地域特認技術を複数選択することは可能です。		
ソ-1 乾土効果による基肥窒素減肥技術(水稲)		
ソ-2 稲わら施用によるカリ・リン酸減肥技術(水稲)		
ソ-3 土壌図を活用した施肥量改善技術(水稲)		

私は、添付した領収書(請求書)等記載の肥料(肥料費)について以下のとおり、確約します。

令和4年秋肥又は令和5年春肥として確実に購入し、自らの農業生産に使用します。

複数の取組実施者(農業者グループ)に対して、同じ肥料費分を重複して申請いたしません。

※チェック欄にチェックした上で署名してください。

氏名(自署) 宮城 花子

証拠書類を添付してください。

化学肥料低減計画書チェック票

申し込み前に、以下の項目が整理されているかチェックを行いましょう。

チェック項目	チェック欄
①右上欄の「秋用肥料」又は「春用肥料」のチェック欄に○がついている。	<input type="checkbox"/>
②作付け概要欄について	
作物名は、支援金の算定に用いた肥料を使用する作物のうち、半分以上の面積を占める代表的な作物又は作付面積上位の2品目（代表的な作物がない場合）を記載している。それ以外はその他として作付全面積を記載している。	<input type="checkbox"/>
合計欄を記載している。	<input type="checkbox"/>
③取組メニュー欄について	
「令和4年度又は令和5年度取組」欄のうち、取り組めるもの2つ以上に○を記入している。これまで既に取り組んでいるものについては、従来の取組の強化・拡大として1つ以上は◎を記入している。	<input type="checkbox"/>
既に大幅な低減を行っている（有機JAS認証取得者、特別栽培農産物（県認証）、環境保全米取組者、環境保全型農業直接支払交付金取組者等）場合 ▶化学肥料低減計画書の作付概要欄に、「水稻（有機）」や「水稻（環境保全米）」等、取り組んでいる品目及び（）内に取り組み名を記載している。 ▶取組メニュー欄は空欄で、証拠書類をつけている。 ▶取組む作物の過半で大幅な低減を行っている。	<input type="checkbox"/>
④下部の確約欄について	
内容を確認の上、チェック欄2か所に✓を入れている。	<input type="checkbox"/>
氏名を自署している。	<input type="checkbox"/>